

値下げについての論点

平成 26 年 9 月 5 日
資源エネルギー庁

電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成 24 年 3 月）において、「原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められる」とされていることを踏まえ、電源構成変分認可制度による値上げ認可に際して、電気事業法第 100 条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付すことが想定される。

具体的な条件内容を検討するに当たっての論点は、以下の通り。

1. 値下げの前提

○泊原子力発電所が再稼働すれば、再値上げの前提となる電源構成の変動状況が解消・緩和されることとなるが、3 機全てでなくとも、1 機再稼働するごとに速やかに値下げすべきではないか。

2. 再稼働時期との関係

○原価算定期間内に想定よりも早く再稼働した場合、原価算定期間内に想定よりも遅く再稼働した場合、原価算定期間後に再稼働した場合のそれぞれについて、どのように考えるべきか。

3. フォローアップ

○値下げの実施時期や具体的内容について、料金審査専門小委員会としてフォローアップが必要ではないか。

(参考１) 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書（平成２４年３月）抜粋

このため、一般電気事業供給約款料金算定規則を改正し、原価の適正性を予め行政が確認する料金値上げの認可を経ていることを条件に、当該原価算定期間内において事業者の自助努力の及ばない電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動のみを料金に反映させる料金改定を認めることが適当である。なお、当該料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、何らかの形で速やかに再改定を行うことが求められる。

(参考２) 電気事業法

第１００条 許可又は認可には、条件を附し、及びこれを変更することができる。

２ 前項の条件は、公共の利益を増進し、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。